

令和7年度 松浦市奨学生募集要項

松浦市では、松浦市民であって能力又は学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な方に対して、教育の機会均等と有能な人材を育成することを目的として、奨学金を無利子でお貸ししています。希望される方は下記のとおり出願してください。

出願期間 令和7年3月14日（金）～令和7年4月14日（月）（休業日は除く）

1 貸与資格

- （1）松浦市に住所を有する方及びその子弟であること（外国人を除く）。
- （2）高等学校・高等専門学校に令和7年度に進学しようとする方又は在学する方で品行方正で健康であり、学校長から推薦された方。
大学・短期大学・専修学校等に令和7年度に進学しようとする方又は在学する方で品行方正、成績優秀、健康であり、学校長又は学長から推薦された方。
- （3）経済的理由により修学困難であると認められる方
- （4）保護者等が市税（市民税・固定資産税・国民健康保険税等）を完納していること。

2 採用人員及び貸与月額

学校別	採用人員	貸与月額
高等学校・高等専門学校（1～3年）	15人	15,000円
大学・短期大学・高等専門学校（4・5年） 専修学校	10人	30,000円

- （注1）大学・短期大学・高等専門学校は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。
- （注2）専修学校は学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修学期間が2年以上の専門課程に限ります。
- （注3）高等専門学校の専攻科、大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。
- （注4）松浦市就学一時金及び他の貸与型奨学金との重複貸与はできませんが、日本学生支援機構の給付型奨学金との併給は可能です。

3 貸付期間 高等学校又は大学等の正規の修学期間

4 選考及び採否決定の通知

願書等の内容を検討し、選考委員会（5月末頃に開催）の審議を経て市長が採否を決定します。
なお、選考の結果は出願者に通知します。

- 5 返還について
- （1）期間 学校卒業の月の6ヶ月後から10年以内。
 - （2）方法 月賦・半年賦（年2回）・年賦のいずれか。
 - （3）返還額 月 賦…1回につき月の貸与額の半額以上
半年賦…1回につき6か月間の貸与額の半額以上
年 賦…1回につき年間の貸付額の半額以上
- ※返済は無利子ですが、支払遅延の場合は督促手数料、遅延損害金が発生します。

6 出願手続

(1) 提出書類

	書 類 名	説 明
①	奨学金貸与願書	出願者（本人）が記載してください。 ※連帯保証人2名（独立の生計を営み、奨学資金の返還について責任を負うことのできる者。1名は原則として保護者。もう1名は市内在住で25歳以上65歳未満の収入がある方または25歳以上65歳未満かつ出願者の4親等以内の者で市長が特別に認めた方）が必要です。
②	奨学生推薦調書 及び成績証明書	本人の在籍する学校へ用紙を提出し、作成を依頼してください。ただし、令和6年度に従前の学校を卒業した方は、卒業した学校へ作成を依頼してください。 学業成績証明書を添付してください（詳細は推薦調書様式裏面を参照）。
③	納税証明書 （完納証明）	市役所税務課または各支所に証明願を提出し、証明を受けてください （願書に記載した家族のうち市税の納税義務のある方全員分）。
④	収入に関する証明書	願書に記載した家族のうち、収入のある方全員の令和6年度所得証明書（R5.1.1～R5.12.31分の収入を証する書類）を添付してください。
⑤	住民票	本籍及び続柄が記載された世帯全員の記載があるもの
⑥	同意書	令和5年（R5.1.1～R5.12.31）分の収入等の情報の調査を行うことについての同意書

※納税証明書・所得証明書・住民票を取得する際には、本人確認書類が必要です。

(2) 願書提出先 松浦市教育委員会 教育総務課・福島分室・鷹島分室

7 注意事項

(1) 出願者の家庭状況を把握するため、電話等での聞取りを実施するので必ず対応してください。

(2) 願書類に不備（押印漏れ、連絡先等の省略等）がある場合は、受理できません。

松浦市奨学金の沿革

松浦市奨学金は、旧松浦市において、中興鉾業を始めとする篤志の企業や個人の方からいただいた寄附金を元に、昭和49年に松濤奨学基金として発足しました。平成18年に旧松浦市・旧福島町旧鷹島町が合併した際に鷹島町奨学資金と統合し、更に、旧福島町で中島徳松氏の寄附により奨学金事業を実施していた財団法人中島徳松育英会の解散に伴い、平成23年1月に同事業を引き継ぐ形で寄附をいただき、現在に至っております。なお、平成25年度には松濤奨学基金の名称を松浦市奨学基金に改めております。

問合せ先 松浦市教育委員会 教育総務課

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所3階 TEL 0956-72-1111（内線348）